

「保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金」
申請の手順【直接申請用】

<はじめに>

- ・「応援協力金」については、原則として、勤務先の施設を通じて申請等いただくこととしております。
- ・※令和2年4月1日以降に退職された職員等についても同様です。
- ・施設を通じての申請が難しい場合のみ、直接申請してください。

■手順1 支給要件の確認

- ①「申請の手引き【直接申請用】」により、「2. 支給対象」の要件に該当するかご確認ください。
- ②該当する場合は、次のお問い合わせ先までご連絡ください。直接申請される理由等を確認のうえ、申請書を送付します。

(お問い合わせ先)

- 保育所、認定こども園、幼稚園にお勤めの方
松江市 子育て部 子育て政策課 幼保運営係
電話番号：0852-55-5667, 5957
- 放課後児童クラブにお勤めの方
松江市教育委員会 生涯学習課 放課後子どもプラン係
電話番号：0852-55-5311

■手順2 支給申請書の記入

- ・申請書を受け取ったら、記入例を参考に、必要事項を記入してください。

■手順3 勤務証明の依頼

- ①手順2において必要情報を記入したのち、交付申請書の一部に対象期間中に勤めていた勤務先の施設が記入する欄があります。
 - ②対象者は施設へ直接連絡の上、施設において、該当箇所に記入・押印をしていただくよう依頼してください。
- ※5日以上の要件を満たすために複数施設の合算をする必要のある方は、交付申請書の勤務証明とは別に、記入できなかった施設に対し、勤務日数証明書の証明依頼を行ってください。（別紙）勤務日数証明書を使用してください。）

< 交付申請書（個人用）の施設記入欄 >

保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金交付申請書（個人用）

申請日 年 月 日

(市町村長) 様

受付印

保育所等職員応援給付金の交付を受けたいので、交付要綱第12条第1項の規定により、下記事項について同意の上、関係書類を添えて次のとおり申請します。

【同意事項】

①新型コロナウイルス感染症対策従事者慰労金（医療分、介護分、障害分）、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（救護施設職員への慰労金給付事業）及び幼稚園等や児童養護施設等に勤務する者への給付金について、他の施設等・事業所等及び医療機関等からの給付申請や都道府県への給付申請を行わない。

②記載内容に虚偽があった場合又は複数機関から給付を受けた場合は、慰労金を不当利得として返還する。

申請者の氏名等

(フリガナ)	現住所	生年月日（西暦）
氏名		年 月 日
日中連絡可能な電話番号	()	(自宅・勤務先・携帯)

対象期間内に勤務していた施設の名称等

勤務先の名称	住所	施設種別
--------	----	------

勤務先における申請者の業務内容等 ※本欄は、原則として、施設において記載

職種	業務内容	対象期間中（令和2年3月2日～5月25日）における勤務日数	
		勤務日数	勤務日数内訳
		令和2年3月 日	
		令和2年4月 日	
		令和2年5月 日	

上記のとおり証明します。
年 月 日

(勤務先証明欄) 施設名 代表者名 印

(注)複数施設の合算により対象期間の算定を行う場合、本書で記入できなかった施設から(別紙)勤務日数証明書による証明を受けてください。

施設記入欄

■手順4 添付書類の確認

- ・本人確認のための身分証明書（運転免許証・健康保険証）写し、応援協力金の振込先金融機関等確認書類（通帳又はキャッシュカード）の写しを添付しているか確認して下さい。
- ※身分証明書に健康保険証を用いる場合は、健康保険証に記載された「保険者番号」「被保険者番号」部分を隠してコピーをとって、それを添付してください。

■手順5 松江市への申請

(1) 申請受付期間

令和3年2月17日（水）17時まで【必着】

(2) 提出資料

- ・保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金直接申請書（様式第5号）

<添付書類>

- ・本人確認書類の写し
- ・振込先金融機関口座確認書類の写し
- ・勤務証明書（複数施設の合算により対象期間の算定を行う場合）

(3) 申請先

●保育所、認定こども園、幼稚園にお勤めの方

〒690-8540 松江市末次町 86 番地

松江市 子育て政策課 幼保運営係「応援協力金担当」宛

●放課後児童クラブにお勤めの方

〒690-8540 松江市末次町 86 番地

松江市教育委員会 生涯学習課 放課後子どもプラン係「応援協力金担当」宛

※封筒の裏面に申請者名を記入してください